



市民の皆様へ

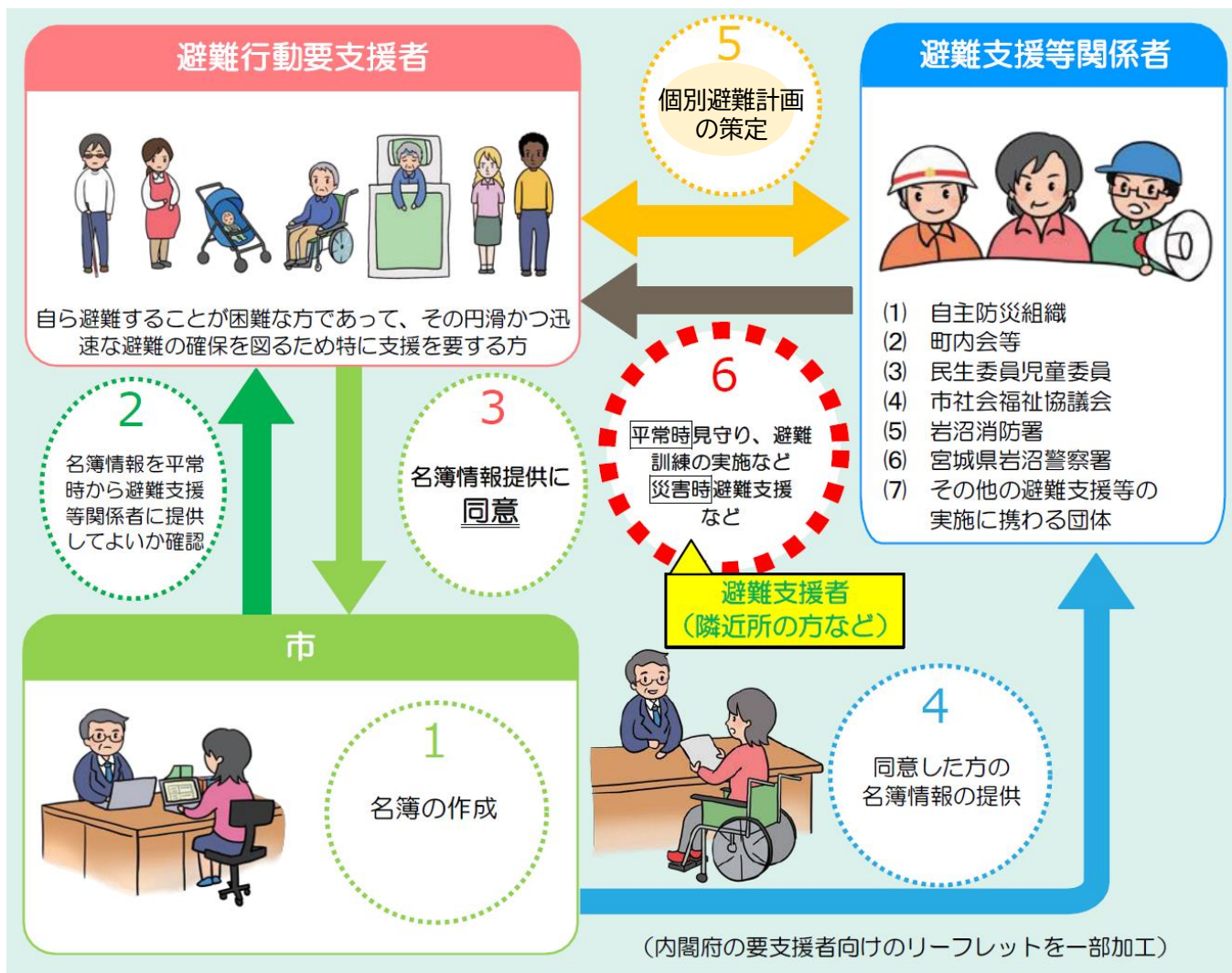
災害時における避難行動要支援者の

避難支援について

岩沼市では、災害時に避難支援を必要とする方々の生命・身体を守るため、「避難行動要支援者名簿」を活用した避難支援などについて定めた「岩沼市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を策定しました。

このプランに基づき、「自助」「共助」「公助」の連携と、日頃からの住民同士の顔の見える関係づくりを推進し、災害時の被害の軽減を目指します。

避難支援体制（イメージ図）



災害時に「自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）」を地域で支援する体制の整備に取り組んでいます

市では、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障がいのある方などを対象に「避難行動要支援者名簿」を作成しました。災害はいつ起こるかわかりません。地震等の大きな災害では、消防や警察等の救助がすぐに来るとは限りません。そのような場合に備え、日頃から「災害時に自らの身を守り、お互いに助け合う」自助・共助の心構えを持つことが大切です。災害が起きたときに、安否確認や避難支援を素早く行うためには、日頃から近所の方といざというときのことを話し合っておくことが大切です。この名簿は、地域での支え合いの仕組みづくりに役立てるために、ご本人の同意に基づいて普段から地域の関係者（町内会・自治会、民生委員・児童委員）に提供しています。

この名簿を、日頃の見守り・声かけ活動や防災訓練などに役立てていただくとともに、災害時には安否確認や避難誘導などの支援を行っていただき、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりにご協力をお願いしますようお願いいたします。

名簿への登録申し込みを受け付けています

市では、下記の要件に該当する方で、支援に必要な個人情報を地域の関係者へ提供することに同意された方を対象に名簿を作成しています。

区分	範囲
障害者	身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する方
	療育手帳 A を所持する方
	精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級を所持する方
要介護認定者	要介護認定 3～5 を受けている方
高齢者	75 歳以上の高齢者で、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方、又は家族の勤めなどにより日中（夜間）の長い時間にわたり一人暮らしの状態になる方
その他	難病患者
	上記に準じる者や、病気等により地域による支援を必要としている方
	上記以外で市又は町内会等が支援の必要を認めた方

町内会や民生委員の皆様から意見等をいただき、実効性も踏まえ、令和5年度配布分から対象者を見直しました

上記の要件に該当しない方で、災害時の避難に支援を希望し、支援に必要な個人情報を地域の関係者へ提供することに同意される方は危機管理課（市役所5階西側）まで申し込みください。

この取組は、地域の皆さんによる助け合いによるもので、災害時に備えた日頃の関係づくりを目指すものです。名簿に登録することで、災害時に必ず助けがくるということをお約束や保証するものではありません。避難支援は任意の協力によって行われるもので、法的な責任や義務を負うものではないことをご理解ください。

取組についてのQ&A

名簿が悪用されることはないですか？

名簿情報は災害対策基本法により守秘義務が課され、避難支援の目的のみに利用されます。正当な理由無く他者に名簿情報を漏らすことは要支援者だけでなく、その家族等の権利利益をも不当に侵害することとなるため、同意書をいただき、適正な管理をお願いしています。

要件に該当せずに名簿に掲載されていないが、掲載したほうがいいのかと思われる方を把握した場合はどうすればよいですか？

地域でそのような方を把握した場合は、対象となるご本人様から市に申請をいただけますよう、ぜひ、この取組をご紹介、またはご説明いただければと思います。

災害時に一人でも多くの避難行動要支援者の命を守ろう！



申込み・問／岩沼市総務部危機管理課（岩沼市役所5階）
電話 0223-23-0356